

亀山市告示第29号

亀山市不妊治療費助成金交付要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月6日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市不妊治療費助成金交付要綱等の一部を改正する告示

(亀山市不妊治療費助成金交付要綱の一部改正)

第1条 亀山市不妊治療費助成金交付要綱（平成17年亀山市告示第199号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 [3 略] <u>(失効)</u> 4 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則 [3 略] [項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市不育症治療費助成金交付要綱の一部改正)

第2条 亀山市不育症治療費助成金交付要綱（平成26年亀山市告示第120号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日)</u> 1 <u>この告示は、公表の日から施行する。</u> <u>(失効)</u> 2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	附 則 この告示は、公表の日から施行する。 [項を加える。]

<u>り、その効力を失う。</u>	
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市産婦健康診査県外等受診費助成金交付要綱の一部改正)

第3条 亀山市産婦健康診査県外等受診費助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u>	附 則
1 この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に受診した産婦健康診査について適用する。 <u>(失効)</u>	この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に受診した産婦健康診査について適用する。
2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市新生児聴覚スクリーニング検査費助成金交付要綱の一部改正)

第4条 亀山市新生児聴覚スクリーニング検査費助成金交付要綱（平成30年亀山市告示第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u>	附 則
1 この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に受診した聴覚検査について適用する。 <u>(失効)</u>	この告示は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に受診した聴覚検査について適用する。
2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]

<u>り、その効力を失う。</u>	
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市多胎妊婦健康診査費用助成金交付要綱の一部改正)

第5条 亀山市多胎妊婦健康診査費用助成金交付要綱（令和4年亀山市告示第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u>	附 則
1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に受診した妊婦健診について適用する。 <u>(失効)</u>	この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に受診した妊婦健診について適用する。
2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・助成回数追加分）交付要綱の一部改正)

第6条 亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・助成回数追加分）交付要綱（令和4年亀山市告示第177号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u>	附 則
1 この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日以後に治療を開始した特定不妊治療について適用する。 <u>(失効)</u>	この告示は、公表の日から施行し、令和4年4月1日以後に治療を開始した特定不妊治療について適用する。
2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]

<u>り、その効力を失う。</u>	
備考 表中の [] の記載は注記である。	

(亀山市低所得の妊婦に対する初回産科受診費助成金交付要綱の一部改正)

第7条 亀山市低所得の妊婦に対する初回産科受診費助成金交付要綱（令和5年亀山市告示第53号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附 則 <u>(施行期日等)</u>	附 則
1 この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に受診した初回産科受診について適用する。	この告示は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に受診した初回産科受診について適用する。
<u>(失効)</u>	
2 <u>この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。</u>	[項を加える。]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この告示は、公表の日から施行する。